

## 今後のメリット制見直しの方向性について

### 1 継続事業

適用要件：労働者規模 100 人以上、20～100 人未満の規模では、次式を満たす事業

$$\text{労働者数} \times (\text{労災保険率} - \text{非業務災害保険率 (0.6/1,000)}) \geq 0.4$$

適用状況

	労災保険適用事業場数	メリット制適用事業場数	適用割合	割引適用	-40%適用	割増適用	+40%適用
平成 21 年度	200.5 万	7.8 万	3.9%	6.4 万	3.5 万	1.2 万	0.6 万
				82.5%	44.4%	15.3%	7.7%
昭和 63 年度	158.6 万	6.5 万	4.1%	5.2 万	2.2 万	1.1 万	0.4 万

**現状** ①平成 21 年度のメリット制適用事業場数は、昭和 63 年度から 1.3 万事業場が増加。

②メリット制の適用割合は、ほぼ同水準。

③平成元年度以降、料率の低下に伴って、小規模な事業場が適用外となった。

例えば、平均の保険率では、平成元年度(平均の保険率 11.3/1,000)には 39 人以上で適用されていたが、平成 21 年度(同 5.3/1,000)には、86 人以上の規模で適用。

### 見直しの考え方

①メリット制の適用割合が前回改正時と概ね同水準であること、②小規模事業に適したメリット制のあり方についてさらなる検討が必要なこと、③メリット制の災害防止効果を定量的に分析するための有用なデータが得られるよう方策を検討する必要があること、④メリット制適用の最低労働者数の基準に説得力ある値がないこと等から、メリット制の見直しについて引き続き検討する。

### 2 有期事業（建設業）

一括有期事業の適用要件：確定保険料の額が 100 万円以上(確定保険料要件)

単独有期事業の適用要件：確定保険料要件又は請負金額 1.2 億円以上(請負金額要件)

※ 単独有期事業の「請負金額要件」と「確定保険料額要件」が不均衡

請負金額 1.2 億円は昭和 61 年度当時の保険料で(当時の料率・労務费率平均で計算)

97.1 万円、平成 21 年度では 38.8 万円。基本料率の引下げが要因。

① 一括有期事業の適用状況

	労災保険適用事業場数	メリット制適用事業場数	適用割合	割引適用	-40%適用	割増適用	+40%適用
平成 21 年度	58.6 万	1.3 万	2.2%	1.1 万	0.8 万	0.2 万	0.1 万
				82.2%	58.7%	16.3%	8.9%
昭和 63 年度	51.7 万	3.3 万	6.6%	2.5 万	1.2 万	0.9 万	0.5 万
				71.8%	33.9%	25.4%	14.1%

**現状** ①平成 21 年度のメリット制適用事業場数は、昭和 63 年度から 2 万事業場が減少。

②メリット制の適用割合は、3分の 1に減少。

② 単独有期事業の適用状況

	消滅事業数	メリット制適用事業場数	適用割合	割引適用	-40%適用	割増適用	+40%適用
平成 21 年度	5.5 万	2.8 万	52.2%	2.8 万	2.6 万	0.1 万	0.1 万
				96.0%	88.3%	3.8%	2.7%
昭和 62 年度	7.8 万	4.8 万	60.7%	4.5 万	4.3 万	0.3 万	0.2 万
				93.8%	89.3%	5.8%	4.1%

**現状** ①平成 21 年度のメリット制適用事業場数は、昭和 62 年度から 1.8 万事業場が減少。

②メリット制の適用割合は、8.5%減少しているが、割合が以前として高水準。

**見直しの考え方**

1 昭和 61 年度に適用要件の見直しを行い、メリット制適用事業場数に変化が現れた年度（62 年度・63 年度）の水準を基本とする。

→ 単独有期事業の「確定保険料要件」と「請負金額要件」の不均衡の是正を図る。

2 メリット制の見直しを行う場合、新たにメリット制が適用される事業場は、現行の増減幅（±40%）とするか、増減幅を小さくする（例：±30%）。

→ 有期事業の増減幅は、昭和 55 年度から±30%、平成 18 年度から±40%

3 一括有期事業及び単独有期事業は共に「確定保険料要件」が設定されているが、両者の確定保険料要件を同一とすることが望ましい。

→ メリット制を簡便に運営するため、現行と同様に同一の額

## 《参考》

### メリット制適用要件の見直しの例

#### 1 「一括有期事業」

##### ＜案 A＞ 確定保険料 60 万円以上、メリット制増減幅±40%

メリット制の改正による影響は、メリット適用事業が約 2.6 万事業増加し、約 58 億円の減収(料率：0.50/1,000)見込み。適用割合は、約 7.1%となる。

##### ＜案 B＞ 確定保険料 60 万円以上、メリット制の増減幅±30% (新規適用分のみ)

メリット制の改正による影響は、メリット適用事業が約 2.6 万事業増加し、約 44 億円の減収(料率：0.38/1,000)見込み。適用割合は、約 7.1%となる。

##### ＜案 C＞ 確定保険料 40 万円以上、メリット制の増減幅±30% (新規適用分のみ)

メリット制の改正による影響は、メリット適用事業が約 5 万事業増加し、約 68 億円の減収(料率：0.58/1,000)見込み。適用割合は、約 11%となる。

#### 2 「単独有期事業」

##### ＜案 甲＞ 確定保険料要件を「60 万円以上」

現行どおり、請負金額要件を「1.2 億円以上」、メリット増減幅は、「±40%」とする。

メリット制の改正による影響は、メリット制適用事業が 740 事業増加し、約 8 億円の減収(料率：0.1/1,000)見込み。適用割合は、53.6%となる。

##### ＜案 乙＞ 確定保険料要件を「40 万円以上」

現行どおり、請負金額要件を「1.2 億円以上」、メリット増減幅は「±40%」とする。

メリット制の改正による影響は、メリット制適用事業が 1,277 事業増加し、約 11 億円の減収(料率：0.1/1,000)見込み。適用割合は、54.5%となる。

##### ＜案 丙＞ 確定保険料要件を「40 万円以上」、請負金額要件を「8,000 万円以上」

メリット増減幅は、請負金額 0.8~1.2 億円「±30%」、1.2 億円以上「±40%」とする。

メリット制の改正による影響は、メリット制適用事業が 2,658 事業増加し、約 13 億円の減収(料率：0.1/1,000)見込み。適用割合は、57.1%となる。